

<所属研究機関担当者の方へ>

特別研究員奨励費（特別研究員）に応募しない該当者については、同システムにて必ず辞退登録を行ってください。

<令和5（2023）年度募集における主な変更点等>

【特別研究員奨励費（特別研究員）】

（1）科研費の「基金化」

○特別研究員奨励費（特別研究員）については、令和5（2023）年度から基金化することを予定しています。

（2）特別研究員奨励費（特別研究員）の募集時期及び募集方法等の大幅な変更について

○特別研究員奨励費（特別研究員）については、令和6（2024）年度募集から募集時期及び募集方法等の大幅な変更を予定しています。令和5（2023）年度特別研究員に採用内定された者及び令和4（2022）年度以前から特別研究員に採用されており、令和5（2023）年度の特別研究員奨励費の交付が予定されていない者は、今回の募集に応募しなかった場合、令和6（2024）年度以降の募集では応募することができませんので十分注意してください。

（3）特別研究員（DC）の研究分担者としての参画について

○令和5（2023）年度より、特別研究員（DC）が科研費の他の研究種目に研究分担者として参画することが可能になります。

（4）学術条件整備分に係る経費の支援について

○特別研究員（PD・RPD・CPD）については、日本学術振興会が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」に基づき受入研究機関に雇用された場合には、学術条件整備分に係る経費の支援として雇用した研究機関に対して学術条件整備において支援を行う予定です。

（5）研究機関への就職時の「特別研究員奨励費」の継続使用について

○就職により特別研究員を辞退し身分を喪失する場合であっても、引き続き科研費の応募資格を有する場合には、当初の補助事業期間において、特別研究員奨励費の継続使用を認めます。

（6）応募書類の「引き戻し」機能の実装について

○本公募より、研究計画調書の提出（送信）期限より前であれば、日本学術振興会への提出（送信）後に研究機関担当者による研究計画調書（応募書類）の引き戻し、必要

に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

(7) 研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和5（2023）年度公募においても引き続き、研究活動の透明性の確保に係る情報について、研究計画調書に記載することとしています。

（主な対応）

- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

【特別研究員奨励費（外国人特別研究員）】

(1) 科研費の「基金化」

○特別研究員奨励費（外国人特別研究員）については、令和5（2023）年度から基金化することを予定しています。

(2) 研究機関への就職時の「特別研究員奨励費」の継続使用について

○就職により外国人特別研究員を辞退し身分を喪失する場合であっても、外国人特別研究員が引き続き科研費の応募資格を有する場合には、当初の補助事業期間において、特別研究員奨励費の継続使用を認めます。

(3) 応募書類の「引き戻し」機能の実装について

○本公募より、研究計画調書の提出（送信）期限より前であれば、日本学術振興会への提出（送信）後に研究機関担当者による研究計画調書（応募書類）の引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

(4) 研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和5(2023)年度公募においても引き続き、研究活動の透明性の確保に係る情報について、「応募等に係る確認書」に記載することとしています。

(主な対応)

- ・「応募等に係る確認書」別紙において、国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金の応募・受入等の状況を記載することとしています。
- ・「応募等に係る確認書」別紙に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・「応募等に係る確認書」において、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認するとともに、外国人特別研究員が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有した上で研究計画を遂行することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。